

docomo business SIGN VPaaS 利用規約

総則

第1条 規約の制定目的

NTT ドコモビジネス株式会社（以下「当社」といいます。）は契約者に docomo business SIGN VPaaS および関連するサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、docomo business SIGN VPaaS 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第2条 本規約の範囲

本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

3 本サービス（付加サービスを除きます。）の利用においては、本規約の定めに加え、Google 社が公開する以下の URL の規約の条件が適用されます。内容に変更があった場合は、その変更された条件が順次適用されるものとします。（<https://cloud.google.com/terms/>）

なお、Google 社が公開する規約時の条件に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。

4 別に定める付加サービスの利用においては、当該付加サービス提供会社が定める規定が適用されます。付加サービス提供会社が公開する規定の内容に変更があった場合は、その変更された条件が順次適用されるものとします。

第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

第4条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

(1) 「本サービス」とは、映像関連データの統合保管と解析を行う docomo business SIGN VPaaS、及び付加サービス、並びにこれらに関連して当社が提供するユーザーサポートをいいます。

(2) 「付加サービス」とは、付加サービス提供会社が提供する、docomo business SIGN VPaaS にアド

オンして利用することにより機能・利便性などの付加価値が向上するサードパーティ製品をいいます。

(3)「付加サービス提供会社」とは、付加サービスを製造・提供している事業者をいいます。契約者は、本サービスのうち、付加サービスの利用にあたり、付加サービス提供会社と当該付加サービス提供会社の定める規定に基づき直接契約を締結するものとします。

(4)「提携事業者」とは、次の各号に該当する者をいいます。

①本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者(以下、「再委託先」といいます。)

②本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者

(5)「ユーザーサポート」とは、本サービスの仕様及び操作方法に関する問い合わせ、並びに故障や不具合への対応等、本サービスの利用に伴う利用者からの照会に対して支援を行う機能をいいます。

(6)「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備をいいます。

(7)「利用料金」とは、本サービスの利用にかかる初期費用および月額料金をいいます。

(8)「消費税相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額、並びに地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

契約

第6条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載もしくは申込時に虚偽の申告がなされたとき、またはその恐れがあると当社が判断したとき

(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(6) 本サービスの申込者が、当社が指定する必要書類を提出しないとき

(7) 本サービスの申込者が、本サービスもしくは当社の提供するサービスにおいて契約に違反する行為を行った、または行う恐れがあると当社が判断したとき

(8) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき

(9) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき

4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第7条 最低利用期間

本サービスの最低利用期間は、別に定めるところによります。

2 最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、別に定める条件に従うものとします。

第8条 契約者の地位の承継

相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第9条 氏名等の変更の届出

契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 第 1 項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

第10条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第11条 契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web 等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

第12条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

(1) 第 14 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因

となる事実を解消しないとき

(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき

(3) 契約者が第 6 条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき

(4) 本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき

(5) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき

(6) 契約者が、本サービスもしくは当社の提供するサービスにおいて契約に違反する行為を行った、または行う恐れがあると当社が判断したとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

(1) 緊急またはやむを得ない場合

(2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき

(3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき

(4) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき

(5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき

(6) 詐欺や業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為、その恐れのある行為をしたとき

(7) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき

3 当社は、第 13 条（利用中止）第 13 条(6)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4 前項により契約の全部が解約されたときは、第 7 条の規定は適用しません。ただし、本項の規定は当該解約前に契約者に生じた債務を免除するものではありません。

利用中止等

第13条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上またはサービス提供上やむを得ないとき
- (2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき
- (4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき
- (5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき
- (6) 付加サービス提供会社又は提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となったとき

2 当社は前項の規定により本サービス（付加サービスを除きます。）の利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第14条 利用停止

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支払われないことが合理的に見込まれるとき
- (2) 本規約及び付加サービス提供会社の定める規程等に反する行為を行ったとき

2 当社は、前項の規定により本サービス（付加サービスを除きます。）の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、第29条（契約者の義務）に違反した場合、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条 利用の制限

当社は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスにかかる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。

3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの一部または全部の利用を中止する措置をとることがあります。

4 当社が前各項の措置をとったことにより契約者または第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

料金等

第16条 料金

本サービスの料金は、別に定める料金表に定めるところによります。なお、付加サービス提供会社によ

る価格の変更、物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正又はその他正当な事由等により契約金額が不相当となった場合、当社は原則として契約金額の変更を実施できるものとします。

第17条 料金の支払義務

契約者は、料金表に定める料金の支払いを要します。契約者は、当社の発行する請求書に記載された条件に従い、当社指定の方法で利用料金を支払うものとします。なお、当該支払いに係わる振り込み手数料や消費税その他の費用については、契約者の負担とします。

2 本契約成立後に、契約者の都合により解除となった場合、サービス提供前であっても利用料金をお支払いいただきます。

3 利用中止または利用停止があったときは、本サービスにかかる契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

4 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

第18条 工事費の支払義務

契約者は、料金表に規定する工事費の支払を要します。ただし、工事の着手前に契約の解約、工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われている場合は、当社はこれを返還します。

2 工事の着手後完了前に契約の解約があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解約等があったときまでに着手した工事の部分についてそれに要した費用の支払を要します。

第19条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

データの取扱い

第20条 データに関する責任

当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）および本サービスの利用により生成、提供または伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意または重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害につ

いても責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスの利用に際し、個人情報保護法等の本サービスに適用される法令（当該法令に係るガイドライン等を含む）を遵守し、保存データおよび生成等データに含まれる個人情報の保有者たる個人情報取扱事業者として個人情報を適切に取扱うとともに、適切な安全管理措置を行うこと、第三者の人格権を侵害しないことを表明し保証することとします。

第21条 データの確認・複製

第25条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備の故障もしくは停止等の復旧等の設備保全または本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写または複製することがあります。

2 当社は前項に加え、保存データおよび生成等データのうち、複数の契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ（以下「統計データ」という）に加工した上で、以下の目的において、自ら利用し、第三者に提供することができます。

(1) 利用する情報：

本サービス（付加サービスを除きます。）に保存または送信された映像データおよび画像データ、ならびに当該データに対して画像解析・AI解析等を行うことで抽出された特徴量、検知された対象物の属性情報（種別、位置、動作、時間情報等）、タグ情報、及びこれらを構造化したデータセット

(2) 利用する目的：

AI等を用いた解析による抽象化・構造化されたデータの生成、ならびに当該データの利活用および第三者提供

3 契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。

第22条 データの利用

当社は、以下に定める情報を以下の目的の範囲内で利用することがあります。

(1) 利用する情報：

本サービス（付加サービスを除きます。）に保存または送信された映像データおよび画像データ、ならびに当該データに対して画像解析・AI解析等を行うことで抽出された特徴量、検知された対象物の属性情報（種別、位置、動作、時間情報等）、タグ情報、及びこれらを構造化したデータセット、利用履歴・アクセスログ、システム障害情報等

(2) 利用する目的：

本サービスの円滑な提供・運営、本サービスの新機能の開発、新規AIモデルの開発

第23条 データの削除

付加サービス提供会社の規程に定める場合を除き、当社は契約者のデータが当社の定める所定の基準を超えたとき、第28条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止があったとき、第11条（契約者が行う本契約の解約）または第12条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき、または期間

の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者または第三者に発生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとします。

第24条 データのバックアップ

契約者は、自らの責任で保存データおよび生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。

2 当社は、当社と契約者の間で別途保存データおよび生成等データのバックアップにかかる契約がある場合、保存データおよび生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データおよび生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

3 契約者は、本サービスにかかる契約が終了等するときには、保存データおよび生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

4 当社は消去された保存データおよび生成等データは修復しません。

損害賠償等

第25条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本サービス（付加サービスを除きます。）にかかる月額料金の合計額を上限として、その責任を負うものとします。なお、付加サービスの利用により契約者に生じた損害については、当該付加サービス提供会社の規程等の条件が適用されるものとします。

3 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

雑則

第26条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者にかかる損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその

他の原因を問わず、責任を負わないものとします。また、契約者は、当社が本サービスについて正確性、実現性、有用性を保証するものではないことを了承し、契約者の責において本サービスを利用するものとします。

3 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

5 当社は、当社の責めによらない事由による故障または障害（本サービスの一部を構成する第三者のソフトウェア等に起因するものを含みます。）について、一切の責任を負わないものとします。

第27条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービス（付加サービスを除きます。）の一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

第28条 法令に規定する事項

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第29条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと
- (6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (7) 利用申込みの際またはその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること
- (8) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損す

る行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

(9) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと

(10) 詐欺や業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為、その恐れのある行為をしないこと

(11) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスにかかる ID およびパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第30条 契約者の協力義務

当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

(1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合

(2) 故障予防または回復のため必要な場合

(3) 技術上必要な場合

(4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

第31条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メー

ルを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第32条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと、

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第33条 個人情報の取扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)によります。

第34条 通信ログの取扱い

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

第35条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第25条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

第36条 承諾の限界

当社は、第6条(申込みと承諾)に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合

に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

第37条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第38条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第39条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

附則（令和 8 年 6 月 8 日 5 G 1 サ 000400004602-01）

（実施期日）

この規約は、令和 8 年 6 月 11 日から実施します。